

令和7年厚木市農業委員会12月定例総会議事録

日 時 令和7年12月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 常 盤 悟

3番 大 塚 孝 雄

4番 三 橋 能 弘

5番 市 川 秀 夫

6番 高 澤 友紀子

7番 大 貫 昭 司

8番 伊 藤 洋 文

9番 庄 司 隆 行

11番 神 崎 吉 男

12番 山 口 泉 (会長職務代理者)

欠席者 10番 高 瀬 正 美

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告20件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告15件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 4 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について (4件)
- 5 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 6 議案第51号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (24件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。
10番の高瀬正美委員から欠席の届けが出ております。
これより、令和7年厚木市農業委員会12月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、9番の庄司隆行委員、11番の神崎吉男委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、11月11日から12月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、7件、9筆、面積は2,750.66平方メートルでございます。

法第5条につきましては、13件、24筆、面積は4,881.50平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、20件、33筆、面積は7,632.16平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、11月11日から12月10日までに受付した
ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御
報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ66筆、面積は延べ
31,686.63平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略
させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、藤沢市大庭にお住まいのAさん、対象地は下川入字九ノ域1筆、登記地目は
田、面積は323平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和44年以前から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平
成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認することができます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたもの
です。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、三田2丁目にお住まいのBさん、対象地は三田字下稲荷1筆、登記地目は畑、
面積は37平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成10年頃から通路として使用し、現在に至っているもので、平成28年
度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたもの
です。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのCさん、対象地は三田字下稲荷1筆、登記地目は畑、面積
は49平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成10年頃から通路として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産（土地）評価証明書で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び市川秀夫委員に資料等による確認をいただいたものです。

最後に4番でございます。

証明願の提出者は、上荻野にお住まいのDさん、対象地は上荻野字陽野原1筆、登記地目は畑、面積は69平方メートルでございます。

当該地につきましては、願出人が相続した平成22年頃から住宅敷地の一部として使用し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

願出に先立ち、事前に相談があったことから高澤友紀子委員及び曾根義久前委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は中荻野字山王下1筆、現況地目は畑、面積は985平方メートルです。

渡人は中荻野にお住まいのEさん、受人は下荻野にお住まいのFさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、妻及び子の3人です。

続いて2番でございます。

対象地は中荻野字公所海道1筆、現況地目は畑、面積は1,330平方メートルです。

渡人は中荻野にお住まいのGさん、受人は下荻野にお住まいのFさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、妻及び子の3人です。

続いて3番でございます。

対象地は戸田字下ノ町2筆、現況地目はともに畑、合計面積は961平方メートルです。

渡人は戸田にお住まいのHさん、受人は戸田にお住まいのIさんです。
経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。
労働力につきましては、本人及び妻の2人です。
最後に4番でございます。
対象地は上荻野字陽野原1筆、現況地目は畑、面積は369平方メートルです。
渡人は上荻野にお住まいのJさん、受人は上荻野にお住まいのKさんです。
農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。
受人の保有する機械につきましては、耕うん機。
労働力につきましては、本人のみです。
なお、1番から4番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしています。
説明は以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程4、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。
よって、日程4、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。
次に、日程5、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。
お諮りする案件は3件でございます。
初めに1番でございます。
対象地は三田字下稲荷4筆、登記地目は全て畑、合計面積は966平方メートルです。

受人は下荻野の有限会社L代表取締役Mさん、渡人は松田町松田惣領にお住まいのNさん外2人です。

本申請は、所有権移転による車両置場及び資材置場設置のための農地転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は下荻野に店舗・事業所を置く法人で、事業拡大に伴い、現在の店舗・事業所内では在庫品を置くスペースが不足することから、商品在庫を置くための車両置場及び資材置場が必要となったため申請されました。

申請地は、東側は道路、北側は畑及び通路等宅地、西側は資材置場、南側は畑及び宅地に接しております。

東側を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する東側には出入口部分を除いて溝を新設、また、畑に接する北側の東側部分には隣地側に鋼板柵が設置されており、通路等宅地に接する北側の西側部分には鋼板柵を新設。資材置場に接する西側には隣地側にコンクリートブロック及び鋼板柵が設置されており、畑及び宅地に接する南側には隣地側にコンクリートブロックが設置されていることにより、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて2番でございます。

対象地は飯山字平山下2筆、登記地目は畑及び田、合計面積は856平方メートルです。

受人は飯山南1丁目の有限会社O代表取締役Pさん、渡人は飯山南1丁目にお住まいのQさんです。

本申請は、所有権移転による駐車場及び資材置場設置のための農地転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は飯山南1丁目の法人で、これまで駐車場及び資材置場として借用していた土地を返却する必要が生じ、新たな駐車場及び資材置場が必要となったため申請されました。

申請地は、東側及び南側は畑、西側は道路、北側は水路に接しております。

西側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、畑に接する東側及び南側にはコンクリートブロック2段を新設、また、道路に接する西側及び水路に接する北側には西側の出入口部分を除き、コンクリートブロック3段を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

最後に3番でございます。

対象地は船子字長ケ町2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,566平方メートルのうち776.65平方メートルです。

受人は大磯町大磯の有限会社R代表取締役Sさん、渡人は船子にお住まいのTさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場及び資材置場設置のための農地転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道で、500メートル以内に医療施設及び街区公園が存する第3種農地です。

受人は大磯町大磯の法人で、これまで運送車両及び資材の置場として借りていた土地を返却する必要が生じ、新たな駐車場及び資材置場が必要となったため申請されました。

申請地は、北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は田に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する北側には、出入口部分を除き、コンクリートブロック2段を新設、また、田に接する南側及び西側、宅地に接する東側にはコンクリートブロック3段を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請について」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第50号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程6、議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案の1番については、伊藤洋文委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第31条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、伊藤委員の退出を求めます。

[伊藤委員 退出]

<議長>

それでは、日程6、議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第51号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、御説明いたします。

今月は、貸借の開始期が令和8年2月1日のものについてお諮りいたします。

渡人は温水にお住まいのUさん、受人は温水にお住まいのVさんです。

対象となる農地は、温水字長久保の一部、現況地目は畑、面積は2,519平方メートルのうち1,344.20平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の設定で、農用地利用集積計画からの移行でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての1番について、原案のとおり決しました。

ここで、伊藤委員を入室させてください。

〔伊藤委員 入室〕

〈議長〉

それでは、日程6、議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から24番までについて、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第51号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から24番について、御説明いたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、23件、56筆、合計面積は44,659平方メートルでございます。

権利の種類としては、賃貸借権が2件、使用貸借権が21件、設定期間については、1年間で1件、3年間で19件、6年間で2件、9年間で1件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が17件、新規が6件でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

このうち、20番の受人の株式会社Wにつきましては、初めて農地の貸借を行う法人ですので、補足で説明させていただきます。

株式会社Wは、県内や都内を中心に、老人ホームやグループホームなどを運営している法人です。

昨年の米不足、米価高騰を機に、入所者の食糧は自分たちで確保したいとの思いで、施設で消費する年間約260トンもの米を将来的に自社生産、自家消費することを目標としたプロジェクトを立ち上げ、推進されています。

そのプロジェクトの第一歩として、本件の農地を借りて稲作を開始し、生産体制を整えていきたいとのことです。

農業に従事するのは、稲作の経験者である、下依知にお住まいのXさんが、中心で行います。

将来的には、大規模化を標榜されており、ドローンの活用や乾田直播、二期作等も検討していきたいとのことです。ドローン等を使用する場合には、周辺耕作者に、受け人から、直接説明していただくとともに、周囲に迷惑がかかることがないように、コミュニケーションを絶やさず、耕作していただくこととなっております。

法人が、農地中間管理事業で農地を借りるための要件は、個人の方と同様に、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定されており、①農用地のすべてを効率的に耕作すること、②法人の業務執行役員のうち、1人以上の者が事業に常時従事すること、③地域の農業者との適切な役割分担の下に、継続的、安定的に農業経営を行うと見込まれること。以上3点が必要とされていますが、同法人については、この要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<大貫庄司委員>

24番の株式会社Yについて、田の刈り取り後の管理に問題があるという声が地域からあがっている。このことについて、しっかり指導していただきたい。

<都市農業支援担当主幹>

事案について把握しており、指導をしています。これからも継続して指導してまいります。

<山口会長職務代理者>

改善命令の書面は出せるのか。

<都市農業支援担当主幹>

現在まで、面談を実施し、定期的に指導をしてきたため、今後も継続していきます。

また、本議案の農地は新規のものではなく、引き続き権利設定をするものです。

<議長>

株式会社Yについて、継続して指導するよう委員一同から要望します。

<都市農業支援担当主幹>

承知しました。

<議長>

その他何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての2番から24番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6議案第51号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についての2番から24番について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和7年厚木市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

令和7年12月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
